

平成28年分贈与税の申告書(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)

F D 4 7 4 2

「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合には口にレ印を記入します。

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

非課税限度額は(注2)を参照してください。

事例5

提出用

| | | | |
|--|---|-------------------------------|-------------|
| 受贈者の氏名 | | 札幌 史郎 | |
| 次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、口の中にレ印を記入してください。 | | | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位:円) | | | |
| 贈与者の住所・氏名(フリガナ) 申告者との続柄・生年月日 | 取得した財産の所在場所等 | 住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額 | |
| 住所 札幌市中央区△△条×丁目×番×号 | 札幌市中央区△△条×丁目×番×号 | 平成28年07月17日 15000000 | |
| フリガナ 氏名 札幌 太郎 | 続柄 1 (直系尊属) 2 父母 3 祖父母 4 父母 5 上記以外 | 平成 年 月 日 | |
| 生年月日 320.05.10 | | | |
| 明治1 大正2 昭和3 平成4 | 住宅取得等資金の合計額 | 30 | 15000000 |
| 贈与者の住所・氏名(フリガナ) 申告者との続柄・生年月日 | 取得した財産の所在場所等 | 住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額 | |
| 住所 | | 平成 年 月 日 | |
| フリガナ 氏名 | 続柄 | 平成 年 月 日 | |
| 生年月日 | | | |
| 明治1 大正2 昭和3 平成4 | 住宅取得等資金の合計額 | 31 | |
| 住宅資金非課税限度額(注2) | 新築・取得・増改築等に係る契約年月日 | 平成28年09月01日 | 32 12000000 |
| 平成27年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額 | | 33 | |
| 住宅資金非課税限度額の残額(32-33) | | 34 | 12000000 |
| 30のうち非課税の適用を受ける金額 | | 36 | 12000000 |
| 31のうち非課税の適用を受ける金額 | | 37 | |
| 非課税の適用を受ける金額の合計額(36+37) (38)の金額を限度とします。 | | 38 | 12000000 |
| 30のうち課税価格に算入される金額(30-36) (39)に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。 | | 39 | 3000000 |
| 31のうち課税価格に算入される金額(31-37) (40)に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。 | | 40 | |

第一表の二(平成28年分用)(第一表の二は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。)

(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成28年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

| | | | |
|----------------------------|---------|---------|---------|
| 所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日 | 29・2・24 | 提出した税務署 | 札幌中 税務署 |
|----------------------------|---------|---------|---------|

(注2) 非課税限度額は、住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約の日及び住宅用の家屋の種類に応じて、次の表のとおりとなります。ただし、平成27年分の贈与税の申告で住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合は、これらの金額と異なる場合がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

| | | |
|--------------------|-------------------|----------------------|
| 新築・取得・増改築等に係る契約年月日 | ～平成27年12月31日 | 平成28年1月1日～平成29年3月15日 |
| 種類 | 省エネ等住宅(※) 1,500万円 | 1,200万円 |
| | 上記以外の住宅 1,000万円 | 700万円 |

※「省エネ等住宅」とは、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、租税特別措置法施行令第40条の4の2第7項の規定により証明がされたものをいいます。

※ 税務署整理欄 整理番号 名簿 確認

※欄には記入しないでください。(資5-10-1-3-A4統一)

(注)「合計所得金額」とは、次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。
 ※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(長(短)期譲渡所得については特別控除前の金額)の合計額を加算した金額です。
 ① 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額(損益の通算後の金額)
 ② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益の通算後の金額)の2分の1の金額
 ただし、繰越控除(純損失、雑損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除など)を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。